

## 社会的養護のケア提供に関する一考察

### ー 15 歳から 20 歳までの支援のはざまにいる若者に焦点を当ててー

森 和子\*

1997 年の児童福祉法の改正により、児童養護施設の目的に自立支援が加わり、社会的養護が必要な 18 歳（事情によっては 20 歳）までの児童の福祉は保障されることになった。現実には義務教育を終えると高校に進学できない児童、中退する児童に対しては、18 歳に満たなくても社会的自立を強いる施設が珍しくはない。義務教育後の福祉の空白は、貧困や虐待の連鎖の大きな要因となるという。

本研究では、社会的養護の中でも、支援のはざまにいる若者の実態を明らかにした上で、これらの若者への支援に向けて先駆的な取り組みをしている 3 箇所の施設を取り上げ、若者たちの自立に向けての有効なケア提供のあり方を考察した。先行研究から、①安定して継続的な人的養育環境、②雇用に向ける教育、③相談支援体制の 3 つを分析枠組みとした。

その結果、若者たちの自立に向けての有効なケア提供のあり方として、①職員のライフコースに合わせた継続的な働き方と、入所者との治療的関係性の構築の必要性、②雇用に向ける教育支援と精神的支援の有効性、③相談援助の実践と、それを支える寄り添った長期的支援の重要性という 3 点が導き出された。

**Key Words** : 社会的養護, 児童福祉施設, 若者, 自立

#### はじめに

1997 年の児童福祉法の改正により、児童養護施設の目的に「自立を支援すること」という一文が明記された。児童福祉法では保護者がいない、または何らかの理由で保護者が監護できない社会的養護が必要な 18 歳までの児童の福祉は保障され、そこには自立の支援も含められ

---

\* 人間学部人間福祉学科

ている。しかし現実には「義務教育を終えると就労・自立も可能とされる社会的矛盾がこれを支え」、「結果、入所児童に対しても義務教育修了を境に「自己責任」が大きく問われ、高校に進学できない児童、進学しても中退する児童、施設生活に順応できない児童に対しては、18歳に満たなくても『社会的自立』を強いる施設」（早川，2013）が珍しくはないという。社会的養護の中でも、その保障しなければならない年齢であるにもかかわらず、すっぱりと支援が抜け落ちている子どもたちがいるという現実があることは、多くの実務者からも指摘されている（福田，2012；武藤，2012）。

一般家庭では、高校や大学を卒業して自立した後で、職を失うなど生活が破綻しても、いったん実家に戻って、再スタートの準備ができる。このように試行錯誤しながら緩やかなかたちで社会的自立を果たしていくことができる。そして、社会的養護に決定的に欠けるのがこの実家の機能であると指摘している。義務教育後いわゆる社会的自立に直接つながるこの福祉の空白は、貧困や虐待の連鎖の大きな要因となる（福田，2012）という。

本論文では、この社会的養護の中でも、社会的養護を保障しなければならない年齢でありながら、支援が抜け落ちている子どもたちの実態を明らかにするとともに、日本でこれらの子どもたちへの支援に向け先鞭をきって行っている公的児童福祉施設と、自立援助ホームの取り組みを取り上げ、若者たちの自立に向けての有効なケア提供のあり方を検討したい。15歳から18歳までの児童、もしくは、事情によっては20歳までの人を青少年、社会的養護では高年齢児、年長児などさまざまな言い方があるが、実態としては20歳まで幅を広げて考える必要があるため本論文では若者という名称を用いることとする。

## 第1章 日本における15歳以降の若者に対する社会的養護

社会的養護の下で育った児童が、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合、15～20歳までの人に対して自立した後も引き続き支援の充実が求められていた。厚生労働省では、平成21年に施行された改正児童福祉法においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県等にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとし、一層の促進を図ることとした。さらに、平成22年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」が実施された。

東京都では児童養護施設、児童自立支援施設、里親家庭を退所した人（退所後1年から10年を経過した人対象）に対して国内で初めて「退所後の生活や就労状況等について」（2011）のアンケート調査を行った（回答673人）。最終学歴は、「高校卒」が58.3%と最も多く、次いで「中学卒」が23.4%と多い、また、大学卒等（4年制大学卒、短大卒、専門学校卒）は15.1%になっている。「最終学歴」と「現在の仕事の雇用形態」との関係を見ると、正規雇用（正社員）の割合は、中学卒が29.7%と最も低く、高校卒が46.5%、専門学校が56.4%、短大卒が

76.9%、4年制大学卒が75.0%となっていることから、特に中学卒の雇用形態の不安定な状況がうかがえた。

15歳から18歳（20歳）まで児童福祉法に規定されている社会的養護の受け皿として存在する、児童養護施設、里親委託、自立援助ホームの実態を概観してみる。

### （1）児童養護施設

児童養護施設は1歳から18歳という幅広い年齢層の子どもたちが一緒に暮らしている施設である。社会的養護における年齢別在籍数をみると（厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」2008年2月1日現在）0歳の855人から始まり、5歳で1,976人、10歳2,618人、15歳3,356人と在籍数が増加しピークに達する。15歳までは養護ニーズに対して何らかの支援が届くことが示されている。しかし、16歳になると減少に転じていく。高校中退の所でも述べたように、制度上は18歳まで長期間施設で生活できるが、義務教育修了を境に「自己責任」が大きく問われ、高校に進学できない児童、進学しても中退する児童、施設生活に順応できない児童に対しては、18歳に満たなくても「社会的自立」を強いる施設が珍しく（早川、2013）ないというのが実情である。

### （2）里親制度

里親制度は養育者の住居において、要保護児童に対し基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。里親の中でも養育里親が社会的養護の必要な若者の受け皿となることが多い。また平成21年度に創設された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームである。里親家庭で生活する15歳以上の若者も全体の2割以上を占めている。現実には、思春期の児童や若者の養育に苦慮する里親は少なくない。

### （3）自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

自立援助ホームは、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。施設は全国で99か所（平成24年10月家庭福祉課調べ）あり、施設数は児童福祉法で位置づけられてから毎年増加している。

## 第2章 現代における若者の問題

### （1）不登校、高校中退

不登校とは辞典によると「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景に

より、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものを除く）」（社会福祉用語辞典，2012）をいう。平成24年度版の「子ども・若者白書」によると、平成22年度間の国・公・私立の高等学校における不登校生徒数は、5万5,707人で前年度と比較して約4千人増加しているという結果であった。また、平成22年度間の国・公・私立の高等学校における中途退学者数は5万5,415人で、前年度と比較して約2千人減少している。社会的養護を受ける児童に限って数値をみていくと、15歳を境とする義務教育後に社会的養護を受ける児童が減っていく要因のひとつとして高校中退の多さがあげられる。2005年度中の高等学校中退率は、全国的には2.1%であるのに対し、児童養護施設では公立・私立あわせて7.6%であった（福田，2012）。約3.6倍の多さである。高校中退児は、制度上はそのまま施設で生活できるが、近い将来必ずやってくる就職自立を考えれば、高校を退学した段階で就労先を探し施設を退所することが適切と判断されることが多い（福田，2012）という実態がある。

## （2）ひきこもりと若者ホームレス

ひきこもりとは、「人間関係のトラブル等により学校や勤務先に行かず、長期間自宅に閉じこもったままで社会参加をしない状態をいう。不安、無気力状態が続き、家庭内暴力、自殺などの行為に及ぶこともある」（社会福祉用語辞典，2012）。不登校や就労の失敗をきっかけに、何年もの間、自宅に閉じこもり続ける青少年のことをさし、近年では海外でも“hikikomori”として広く知られている（斎藤，2012）。「先進國中、両親との同居率が70%以上の地域は、日本、韓国、イタリア、スペインだが、イタリアではEC諸國中、唯一ひきこもりが社会問題化している」（斎藤，2012）。海外ではイギリスやアメリカ、筆者が調査したオーストラリアでは若者ホームレスの増加が深刻な問題になっている。日本において若者ホームレスが顕在化したのは2008年のリーマンショックだった（宮本，2012）と言われている。2008年11月から2年間にわたって40歳未満の若いホームレス50人の聞き取り調査を行った結果、若者の成育環境はますます個人化し、心を許せる友人や知人のない孤独な若者、社会的技量を習得できない子どもや若者が増加しても支援体制が整わず、近年の諸問題の噴出に対して対処できない状態にあるという（宮本，2012）。

飯島（2012）によると、ホームレスへの経路を辿ったところ、ほぼ全員がフリーター（不安定就労層）/ニート（無業層）状態を経験した後、路上に出ていることが明らかになった。また、若者ホームレスと家族の問題に対する聞き取り調査では、両親の元で育った人は半数に留まり、3割が一人親に、1割が養護施設で育てられたことがわかった（飯島，2012）。彼らの多くがすでに頼れる家族を失っているという。家庭というセーフティネットがある場合は引きこもりになり、ない場合にホームレスになっていくと、いづれにしても若者が社会から疎外されていく状態である（斎藤，2012）と言われている。

現代における若者の課題として、不登校、高校中退そして社会的養護を受けている児童の中

退率の多さ、ひきこもりと若者ホームレスの実態と関係性について述べた。

第3章で、15歳から20歳までの若者の数少ない受け皿である公立のAサポートセンターと、C自立支援ホーム、Dアフターケア相談所への訪問調査の結果を述べる。

## 第3章 研究方法

### 第1節 研究目的

本研究では、社会的養護の中でも、児童福祉法で保障しなければならない年齢でありながら、支援のはざまにいる若者たちの実態を明らかにするとともに、これらの若者たちへの支援に向けて先鞭をきって行っている公的児童福祉施設と自立支援ホームの取り組みを取り上げ、若者たちの自立に向けての有効なケア提供のあり方を検討したい。

### 第2節 調査方法と調査対象、日時

本調査では、施設の開設しているホームページ、施設が発行している資料と下記にあげた3箇所の施設訪問による直接面接インタビュー調査により集めた情報を対象とした。

- ① 2013年8月27日にAサポートセンターを訪問し、センター長と課長からインタビュー調査ならびに、施設見学を行った。訪問時間は3時間30分を要した。
- ② 2013年9月10日にC自立支援ホームを訪問し、ホーム長からのインタビュー調査ならびに、施設見学を行った。訪問時間は3時間を要した。
- ③ 2013年9月17日にCホームと同じ運営母体であるB社会福祉法人の児童養護施設等退所者のDアフターケア相談所を訪問し、所長からのインタビュー調査ならびに、施設見学を行った。訪問時間は2時間30分を要した。

### 第3節 分析枠組みと質問項目

社会的養護を受けた退所者を対象にした、退所後の充実に必要なポイントとしては、①養護からの移行と連続性、②住居と支援体制、③教育と雇用、④メンタルヘルス、障がいのある若者への専門的支援があげられている(Stein, M., 2009)。また、里親養育からうまく自立していくための要因として、①養育者の変更が少ないこと、②スキルアップのための教育を受けていること、③免許の所持や、経済的資源があること(Pecora, P.J., 2012)が指摘されている。ホームレスになった若者たちに対しての治療的家族モデルケア(Lighthouse Therapeutic Family Model Care)の実践においては、継続的な安定した養育者との生活が不可欠であるとしている(Barton, S., Gonzalez, R.&Tomlinson, P.,2011)。これらの先行研究から本研究では、自立を成功に導く重要なポイントとして、①安定して継続的な人的養育環境、②雇用にむけての教育、③相談支援体制を分析枠組みとして用いる。主な質問項目は、1. 施設の概要、2. 施設設立の経過、3. 施設での特徴(1)環境設定(2)生活の流れ(3)支援の方法、4. 職員構成等である。

## 第4章 調査の結果

本研究で対象となった1か所の公的支援施設と、同じ社会福祉法人で自立援助ホームとアフターケア相談所が連携して存在している2か所の施設の概要は表1のとおりである。

表1 対象となった施設の概要

施設名	公立 Aサポートセンター	B社会福祉法人	
		C自立援助ホーム	Dアフターケア相談所
法的根拠	児童福祉法第44条	児童福祉法第6条の3、児童福祉法第33条の6（児童自立生活援助事業）	東京都「地域生活支援事業」（2013年度より）
設立	2003年	1988年	2011年
運営母体	地方自治体	社会福祉法人	社会福祉法人
設立・定員	入所45名、通所15名	6名	－
対象児童・者	15歳～20歳	15歳～18歳（事情によって）20歳	15歳～
平均入所期間	平均入所期間1年3ヶ月、最長で3年	1～3年	－（相談所のため入所はなし）
施設の目的	ひきこもり・不登校等の状態にある対人関係の苦手な中学卒業後の児童に対して、入所または通所による集団生活を通して、社会的自立に向けた進路選択を支援する。	児童養護施設、児童自立支援施設、里親家庭から離れた青年たちの相談にのり、生活の場を提供し、自活する力と知恵を養うための適切な援助をする。	家庭から離れた青年たちの就学・就労を円滑にするための有効な社会資源を提供し、生活で困った時には適切な支援機関等を紹介する相談窓口である。

### 第1節 Aサポートセンターの訪問調査

#### 1. Aサポートセンターの概要

Aサポートセンターは、15歳から18歳未満の青年期の児童を対象とし、主に引きこもり・不登校により社会参加が困難な児童を入所又は通所させ、集団生活をとおして社会自立に向けた進路選択を支援する児童自立支援施設である。若者のセーフティネットとしては全国で唯一の公立施設といえる。開所してから11年目であるが、まだ他の自治体では同様な施設は作られていない。

Aサポートセンターの施設種別としては、児童自立支援施設に位置付けられている。児童自立支援施設は「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」とされる。しかしAサポー

トセンターの入所理由は非行等ではなく、ひきこもり・不登校等の状態にあり、進学や就労など自立に向けての意欲のある児童が入所対象となっている。対象年齢は、児童自立支援施設が14歳以下であるのに対し、Aサポートセンターは、義務教育修了年齢から18歳未満の児童で、現役の中学3年生以下の児童は利用できない。17歳ぎりぎりであった場合、引き出すためには期間が必要である場合など、20歳まで期間延長をすることもある。在籍期間は概ね1年間であるが、平均在籍期間は1年3ヶ月で、最長で3年在籍したケースもある。親や子どもが直接相談に来る場合も、入所を希望する人は児童相談所に行ってもらい、すべて児童相談所を通しての措置となる。児童自立支援施設から措置変更で来る場合もある。

入所対象者数は、入所45名、通所15名（平成24年4月1日現在）で、利用期間は原則1年間である。平成24年8月27日現在で、入所児童数は19名（男子10名、女子9名）入退所は頻繁にあるので出入りする延人数は多い。通所児童は、15名定員で現在8名（男子5名、女子3名）であるが、実際には3から4人来るくらいということであった。費用は保護者の所得に応じて徴収金が決定される。

## 2. Aサポートセンター設立の経緯

平成に入ってから義務教育の児童の支援としては不登校相談が多かったが、教育委員会の対応も浸透してきたこともあり減少してきた。しかし義務教育後の子どもの対応ができておらず、高校生への不登校対策はあまりなされていなかった。この頃からひきこもりが増えてきた状況があった。中学高校の段階で不登校の子どもが相当いることがわかってきた。将来的なひきこもりを未然に防ぐ、不登校、ひきこもりの支援が必要となってきたところであった。

平成9年の児童福祉法改正の時に児童自立支援施設の対象児童の枠が広げられ、通所による支援もできるようになったことにより、義務教育修了後の不登校の児童の支援を検討するようになった。当時は高年齢児の不登校の子どもたちが多く集まるであろうことを想定して設立されたが、実際には家庭内暴力や性虐待を受けた人なども数多く入所している。以前自治体に青少年課があったが、現在は児童相談所の中に青少年相談担当として配置されているということも、15歳以上の児童を対象とするAサポートセンターと児童相談所の連携を取りやすくしているということであった。

## 3. Aサポートセンターの環境・教育・職員

### (1) 環境設定

Aサポートセンターは、3つの建物からなり、生活の場である宿泊棟・食事の場である食堂棟・学習の場である研修棟をそれぞれ分けることで、子どもたちが1日の生活の中で必ず外に出る機会を作れるように配慮している。

研修棟で「学習プログラム」や「職業プログラム」などの日中活動を行う。また、棟内の様々な設備を活用し、調理実習や音楽活動も行うことができる。

宿泊棟は、入所している人が生活をする建物である。1階に受付があり、常時1名の職員が常駐している。1階は男子の部屋で、2階は女子になっている。宿泊する部屋は2人部屋であるが、中は作り付けの家具で仕切られているので個室のようになっており、ひとりにならないようにしている。

食堂棟は、研修棟や宿泊棟から離れており、中は天井が高く開放的な空間になっている。食事をする席は決まっていない。昼は12時から12時30分の間に来て食べる。高校に行っている生徒は、昼は600円が支給され、学食やコンビニで購入しレシートを提出する。

## (2) 生活の流れ

入所者は朝研修棟に集まり、9時30分から45分までホームルームを行い、今日のプログラムの説明をする。1階には教室があり、1日一回集まる場となっている。実際にはこれない人もいるそうである。午前2コマの学習時間があり、主に国、数、英の授業を行っている。総体的に基礎学力は低いということであった。学習は民間企業のトライに業務委託して、日中施設にいる若者と関わってもらっている。現在、高校には10人以上の児童が通っている。

休日は、外出可能で、平日の16時15分からの自由時間は17時45分まで外出してもよい。携帯電話は23時まで、入浴は21時、洗濯機は23時まで使用可能ということであった。毎週金曜日の午後から日曜日の夕方まで、可能な人は自宅等へ帰省する。実際に帰宅できる人の数は多くはない。

## (3) 支援プログラム

プログラムは、午後1時から午後3時45分までの間に行われ、1時間あたりの時間は45分で、休憩は15分ある。

### 1) 学習支援プログラム

学習支援プログラムは、①高校合格・入学に向けたサポート（入所・通所共通）、②各種検定試験合格へのサポート（入所・通所共通）、③高等学校卒業程度認定試験へのサポート（入所・通所共通）、④通信制高等学校に在籍する人へのサポート（入所・通所共通）、⑤高等学校などに通学する人へのサポート（入所のみ）がある。

### 2) 職業プログラム

職業プログラムでは、就職を希望する人に向けて各種技能取得の支援や就労支援を実施している。支援にあたっては、職業適性検査を実施している機関やハローワークと連携し、利用者それぞれに合った仕事や進路が見つかるようにしている。

①資格取得に向けたサポート（入所・通所共通）、②職業適性等、自己分析のサポート（入所・通所共通）、③職場見学（入所・通所共通）、④就職に向けたサポート（入所・通所共通）、⑤就職後のフォロー（入所・通所共通 ※生活支援は入所のみ）が行われている。

### 3) 心理支援プログラム



#### ①ソーシャル・スキル・トレーニング

あいさつをする練習から始まり、自分の気持ちを伝える、頼みごとをする、相手の要求を上手に断る、問題解決をするといったことについて、少しずつスキルアップするように練習をしていく。

#### ②アドベンチャーカウンセリング

「体験学習」「野外教育」「グループカウンセリング」の手法を統合したもので、他者と協力しながら進めていくように考えられており、この活動を通して個人やグループが達成感、協力関係を体験できるようになっている。大学の学生がボランティアできて指導している。

#### 4) 生活支援プログラム

基本的な生活習慣を身に付け、社会的に自立できるよう、宿泊棟では起床から就寝までの基本的な生活（規則正しい生活習慣）を送ること、日中は調理実習等による生活技術の向上等それぞれのニーズに応じて支援している。

### 4. 職員構成としくみ

#### (1) 職員構成

職員は、直接処遇職員男性 10 名と女性 9 名（ケースワーカー、保育士、心理職）である。そのほかに、所長、管理職 4 名、事務 1 名、看護師 1 名、非常勤 7 名で構成されている。学習支援の専門家として教育委員会から指導主事が配置されている。職業支援には、商工労働部の職員が配置されている。職員は 4、5 年のサイクル（1 人だけ 9 年目の職員がいる）で異動する。年代は、19 名中 30 代が一番多く、20 代は 2 名、次いで 40 代、50 代の職員である。

#### (2) 職員の勤務体制

職員の全体会議は月 1 回ある。宿泊棟会議も月 1 回で、女子寮、男子寮に各 2 名ずつ指導統括がいる。カウンセリングは必要に応じて行う。職員の中には心理職もあり、生活する中で必要であれば入所者と話をするようにしている。消灯時間後に話がしたいとくる子どもや週 1 回くらい話をする子どももいる。勤務は 3 交代制である。9 時～9 時 30 分に職員は引き継ぎのミーティングを行い、9 時 30 分から入所者に対してホームルームを行う。

### 5. 入所者について

入所者の役割としては、夕方 4 時から掃除をすることになっている。場所は班ごとに 1 週間交代で替わる。土日は 9 時半から掃除の時間になる。週末帰宅できる男子は 10 名中 3 名で、家庭内暴力や親の精神的な不安定さがある場合は帰れない。女子は 9 名中帰宅できるのは 1 名のみである。性虐待の被害者の場合は帰れない。10 年前は、7 から 8 割が帰宅できるのではないかと想定していたが、実際には帰れない入所者が多い。プログラムを終えた時に地域に戻るように、親との関係を絶やさないようにしている。親の指導は 6 箇所ある児童相談所の担当

ケースワーカーが行う。親との調整がうまくいかない場合も多い。過去に集団でいることのストレスが強い入所者がいて、個別にみてもらったほうがよいと判断し、専門里親への委託をした場合もある。

## 6. 心理的ケア

心理カウンセリングは、定期的に1対1でゆっくりと話ができる時間を用意している。トラウマの治療は、第一が保護と安全確保である。必要な場合は児童相談所のトラウマ治療のメニューを入れていく。愛着障害のある子どもの場合、他の子どもや職員も巻き込むので、対応できるよう若手とベテランでスーパーバイズできるようにしている。

## 第2節 C自立援助ホームの訪問調査の結果

### 1. C自立援助ホームの概要

児童福祉法にのっとって設立された施設である。15歳から20歳までの人が対象となっている。18歳になって問題が表面化した場合もホームにくることもある。

働いて寮費も生活費も自らまかなわなければならないという厳しい制約の中ではあるが、家庭的で規則正しい生活を確保し、心身のケアと自立のためのサポートを行っている。役割として、自立援助ホームにすれば落ち着く、話を聞いてくれるという実家のような居場所である。同じ法人で児童養護施設と自立援助ホーム、アフターケア相談所がある。同じB法人の児童養護施設のための自立支援ホームという訳ではなく、広い範囲で入所者が集まってこれるようにしている。入所に際しては児童相談所の委託措置という形式をとる。現在入所者は3名で、1名は丁度訪問した日が退所の日であったが、その後1か月は経過をみるため措置のままにして、順調であれば1か月後に退所の手続きとなる。退所の時に、児童養護施設の施設長と職員2名があすなる荘に来ていた。福祉事務所や生保の関係でくる場合もあるが、最終的には児相が関与する。措置としては、本人と施設との契約という前提で、児童相談所とは委託措置という形をとる。

### 2. C自立援助ホーム設立の経過

C自立援助ホームの運営母体は、児童養護施設も運営している「社会福祉法人B」で、社会的養護の枠組みからこぼれ落ちてしまう子ども達へのケアにも力を入れている。1988年に、児童養護施設をもつ法人から児童自立援助ホームが創設された第1号である。当時東京都の事業としてのせてくれて60万円が支給された。25年前は中卒の就職は住み込みが多く、就労が難しい子どもに体力をつけてから社会に出る練習をする場として始まった。

### 3. C自立援助ホームの特徴

#### (1) 環境設定

寮の建物の一階は、玄関を入ると右手に職員の部屋がありその奥に台所とダイニング、テレビを見ることができるリビングがある。奥には男子の居室が3部屋とトイレ、お風呂がある。2階には女子の部屋が3部屋とトイレがある。お風呂は自由に入ることができる。時間の制限はない。性教育に関する情報がトイレの内側のドアに貼ってある。面と向かって話すことがなかなかできないので、このような形でトイレに入った時にじっくりと読んでもらっている。筆者が訪問した時は性病について書かれたものが貼ってあった。2か月に一度交換して新しい情報を伝えている。

#### (2) 生活

入所者は寮の自分の部屋の掃除や管理をする。共用スペースの掃除や洗濯、料理などは職員がする。月に一度オープンルームの日を作って、部屋をみせてもらう。朝食と夕食は職員が作る。昼は自分で準備する。

外での喫煙や飲酒は厳禁である。タバコや飲酒は自分の部屋で自己責任にまかせている。入所する前から喫煙や飲酒をしている子どもも多く、厳密に管理するといちごっこになってしまい、信頼関係が崩れてしまう恐れがあるためである。

#### (3) 支援の方法

自立支援ホームは社会に出るためのトレーニングをする所で、いかに失敗してどう立ち直るかを援助する所である。本人と施設との契約という前提で、入所に際してはよく理解してもらってCホームと利用契約書を交わしている。この中にC自立援助ホームで生活していく上でのルールが書かれている。人を殴る、放火、無断外泊をした場合、最低限のルールが守れない時は責任を取るという意味で出て行ってもらう。しかし例えば次の日にやり直したいと来たら受け入れる。失敗をして責任を取ることを学んでもらう、それは社会のルールを学ぶことである。

仕事を辞めた場合は、3週間以内にみつける。やめる場合も勤務先ときちんと話し合ってから辞める。寮費が払えない場合は、3か月くらい(10万円位)は待つが退寮になる。しかし退寮しても1か月は様子を見るので措置は解除しない。施設から出すこともケアの一環として行う。C自立援助ホームは働くことが前提で、定時制の人や高卒認定の勉強する人もいるが、4年間はいられないし、寮費も払わなければならないので、そのことを踏まえた上で勉強したい人はする。児童養護施設は高校を中退したら出される。東京の場合は、一時保護所も満杯であるため、早く出せる人は出している。しかし、近年高校の選択肢(定時制、3部制、通信、大検など)が増え、中退しても置いてくれる施設も増えてきた。

#### (4) アフターケア

年に2回機関誌を送っている。それにより住所の確認もできる。また、元入所者の誕生日に誕生カードを送っている。支援者向けにフェイスブックを作ったら、元入所者の人たちが友達申請して入ってくるようになり、近況がわかるようになった人もいる。毎日のように電話する人もいるし、週に1回フェイスブックにつながる人もいる。本人が困った時にアフターケアができるよう、すぐに動けるようにしている。

学習支援は、同じ法人のDアフターケア相談所で行っている。相談に来た場合は、Dアフターケア相談所で高卒認定の講習会があると紹介する。

#### 4. 職員構成としくみ

実際直接処遇している専任職員は3名と、もう1名はDアフターケア相談所から配置され、退所した人の相談にのったり、訪問をしていて施設には会議や必要な時のみ来る。その他に非常勤が3名おり、1名は援助スタッフとして、週1回8時から16時まで環境整備などをしてもらっている。2名は宿直スタッフで、有償ボランティアである。週に1回20時から翌日8時までいてもらい、報酬としては1晩4500円支払っている。

全体ミーティングは月2回で、隔週11時から14時に行う。スタッフ4人が集まる。

#### 5. 心理的ケアと課題—児童養護施設と自立援助ホームの役割のすみわけ

人とうまく接することができない人は多い。心理的な問題をまだ抱えている人や、児童養護施設での心理的ケアによりパンドラの箱を開けて、それが整理されないままホームに来てしまう子どももいる。しかし、ホームでは心理的ケアを専門的に関わることは役割としてはない。職員を増やすこともできない。役割と実際がかけ離れている。心理的ケアは児童養護施設でやることになっており、心理の専門職員も配置されている。自立援助ホームは心理的ケアをする職員は配置されておらず、あと一歩で自立できるように援助するところである。

5年前まではほぼ100%というくらい、児童養護施設とけんかして出てきた子どもが多かった。児童養護施設には臨床心理士の配置や、精神科医がいたり、小舎制と少人数でのケアが進んだこともあり、施設と関係をもっている子どもが多くなってきた。施設の職員と今でも関係を持っている子どもは、去年は6人中3人いて、2人は職員と良い関係をもっている。本人が誰に頼って生きようとしているのかそれは本人が決めても良いことであるが、元の施設職員に相談して大事な決定はしないようお願いしている。

#### 第3節 Dアフターケア相談所

東京近郊の最寄駅から徒歩10分くらいの商店街に面した所に事務所がある。入口のドアを開けると店舗用の広いスペースがあり、6人がけくらいの大きなテーブルと周りに2つのソファが配置されている。奥には事務等に使われる和室と台所、洗面所がある。

## 1. Dアフターケア相談所設立の経過

虐待されている子ども達の中には、15～20歳に至るまでに長期間の虐待にさらされてきた子ども達もいる。一時保護所から直接自立援助ホームに入所するような子ども達は殆どがこのようなケースである。所長は、子どもたちが助けてと言える支援をしようと児童自立支援ホームで3年間アフターケアをやった。虐待による心身の傷が深すぎるために働けない最も保護と支援を必要とする子ども達を、規定に従って退所させるしかない矛盾も痛感した。社会に出た子ども達を引き続きサポートするために、2010年にDアフターケア相談所を立ち上げ、今年で3年目である。始めてから2年間は運営母体である法人から出資してもらっていた。今年、東京都から「地域相談生活支援事業」で750万円もらえることになった。

## 2. Dアフターケア相談所の特徴

相談所は、相談に対して有効な社会資源を提供したり、生活に困った時は適切な支援機関等を紹介し、他機関と連携して行う支援窓口である。職員が介入することでの危険があるため、精神科で一筆書いてもらったり、臨床心理士や施設の職員と連携して対応していく。若者にとって一番の理想は、自分のでた施設に相談できることであるため、出身施設に伝えて連携することもある。相談は児童養護施設・自立援助ホーム・里親家庭等を就学・就労自立で退所した人や入所者のアフターケアで困っている施設からも受けている。

メールを含め年間4000件程の相談がある。130人くらいの相談に対応してきた。中卒、高校中退の学歴で、虐待を受け生きる力が弱い、就労意志が希薄な子どもたちである。ほとんどの人が非正規雇用で、正規の雇用をした人は今の所1人だけである。選択肢をふやすために学歴をつけるのが支援になる。それで、高卒認定の資格をとるための無料の学習会をしている。学費の支援、高卒の資格後につなげられるように支援するためにD基金を作った。D基金は、退所者の就学、車の免許や将来のための資格の取得のために使ってもらう基金で、年齢制限をしない給付型である。

## 3. 職員としてのスタンス

職員は友達、親、指導者でもなく、どこまでいっても支援者として一緒に寄り添って支える立場である。できないことはきちんと伝えるという線引きは大事であると考えている。できることには限界があるので、そこをわかって利用してもらうのは長く付き合う上でも必要なことである。スタッフ間で支援できないことはしない。金銭的支援をしないのは原則である。個人ではなくD相談所が出すというスタンスをとっている。

## 4. 支援方法

役所の窓口では苦い思いをしている人がほとんどである。勇気を出して来てくれたことで、感謝と敬意を払うようにしている。どんな電話やメールでも相談して良かったと思えるような

サポートをしたいと心がけている。助けを求められない人もいるし、相談者が早く支援にたどり着けるようにどんなことも受け止められるような知識と強さも必要である。

#### ①生活支援

施設退所後に生じた様々な問題へのアドバイスと有効な資源の提供、他機関・専門家との連携（公的機関・弁護士・精神科医等）、公的な貸付金制度の紹介を行っている。

#### ②住居支援

アパートの紹介（提携支援団体から）、入居前、入居中、入居後の相談も受けてくれる保証人協会や消費者センターの力も借りる。問題が生じたら、すぐ相談できることも自立のひとつと考えている。

#### ③就労支援

理解してくれる企業からの仕事のオファーもあるが、仕事についても潰れてしまうこともあるので、よほどの経営者でなければお願いはしない。必要な場合には一緒にハローワークに就職活動をしたり、安易に仲介しないでハローワークからさがすようにしている。仕事をやめそうになっている人には具体的にやめたらどうなるか、何故頑張れないのか、次はどうしたらよいかをイメージさせ一緒に考える。

また、就労するためには資格取得するための支援が大事である。資格の取得や学校に行くことも勧めている。高卒認定の講習会を毎週行い、ボランティアの学生（有償）に来てもらっている。資格がとれたことで自信につながり、資格が1つの資源になって雇用の幅が広がる。無料で学べる給付金制度を利用することも勧める場合がある。2年間で7人が資格をとった。現在4～5人くらいの人が学んでいる。現実には正規雇用はむずかしい。

### 5. 心理的ケア

精神的な専門家ではないが、生活を支援する中で抱えているものを回復することは大事である。大切にされる、受け入れられることが必要な子どもたちである。一緒に生活する支援、一緒に当たり前の生活を安定して行えるよう情報を提供する。精神科に通っている人は多いが、通院だけではなならない。大切にされなかった子ども時代に受けた傷トラウマを抱え続けて生きていくことで、自分が母になった時にフラッシュバックしたり、自分の子供に嫉妬したりすることがある。トラウマとどう付き合っていくか、折り合いをつけていくかが課題となる。

### 6. 今後の課題—アフターケア支援をする場所の不足

自立がうまくいかず困っている人がたくさんいて、アフターケアの支援をする所が1つでは足りない。東京都は自立支援コーディネーターを各施設につけるようになったがまだまだ不足

している。地域の人が関心をもって来て子どもたちを支えていこうとすることも大事である。みんなで困っている人達の背景を理解して、支えていこうとする機運が必要である。

## 第5章 考 察

本章では、調査の結果を、①安定して継続的な人的養育環境、②雇用に向ける教育、③相談支援体制の視点から考察したい。

### 第1節 職員のライフコースに合わせた継続的な働き方と治療的関係性の構築

15歳を過ぎて、さまざまな事情で入所してくる人たちは、何等かの心の傷やトラウマを抱えている。そのような人たちにとって自立するためには人的環境が大きな鍵となる。

Aサポートセンターは40名以上の人たちと生活する児童福祉施設である。そのため、直接処遇の職員は従来の児童養護施設のように交代制である。一日の生活や職員の異動という点では職員の継続性には限界がある。しかし、直接処遇の職員に保育職のみならず、心理職の職員も配置されていることで、入所者との生活の中に心理的な視点を取り入れることができ、治療的ケアという面からは有効ではないかと思われる。Cホームは基本的に職員が退職しないかぎり、3人の専任職員がローテーションで関わる。また、非常勤の2人の職員がそれぞれ1日ずつ夜勤から朝にいることで、職員が常駐することを可能にしている。入所者数も6人以下ということもあり、職員は入所者の生活を尊重し、社会的規範にはずれない範囲で、その人に合わせて柔軟に対応している。それによって、職員の見守りの中で、入所者が肩の力を抜いて自分なりの生活ルールを身に付けていくことができるのではないかと思われる。退職しない限りは継続的な関係が持てるが、職員が結婚や、出産した時に夜勤の仕事が難しくなる。Dアフターケア相談所の所長は出産を機に自立援助ホームでの夜勤ができなくなったが、日中の勤務で働けることがD相談所を立ち上げた理由の一つだったという。ライフコースに合わせた働き方ができるようなシステム作りも必要であろう。

筆者が2012年8月に訪問調査をしたオーストラリアの若者ホームレスの治療的施設では、グループホームに第1養育者と第2養育者がいて、第1養育者は里親をしたり施設の職員をしてきた60代の女性であった。ホームの1室が彼女の唯一の住まいであり、ホームでの入所者とは一番大切な家族として生活していた。第1養育者が3日間連続で勤務し、第2養育者が2日間という連続した長いローテーションを組んでいた。継続した関わり方の質的側面を次のように指摘している。「養育する人との愛着関係を築く、仲間との関係性を築く、家族グループ内で支えたり支え合ったりする関係、新しい経験を楽しんだり、興味を深めていったり、過去の経験を処理したり、日々の仕事を身に付けたり、社会のネットワークを築いていったり」(Barton, S., et al., 2011) して、養育者がホームにいる人たちのことを一番大事な家族と思えるような関わりや仲間との関係性があることで、心の傷やトラウマからの回復に有効に働くの

ではないかと思われる。自立援助ホームで長年職員として働いてきた人は、「自立援助ホームのしてきたことは『養育の仕上げ』というより『養育のやり直し』だった」（星，2013）と述懐している。養育者の変更が少ないことが社会的養護を受ける子どもにとって勉強面や精神面で有効である（Pecora, 2012）ということが研究でも明らかにされている。宮本は、人間的な「つながり」をどのようにして回復するかを重視する必要がある（宮本，2012）と提言している。

家庭のことで支障がでてくるために離職率が高い20代後半から30代の職員（有村・永野，2013）は、直接処遇から離れ、昼間の勤務に移れるようにする。子どもが成人し、育児から手が離れるようになったら、再び直接処遇の職員に戻るというライフステージに合わせた働き方も有効なのではないかと考える。特に、若者にとって人生経験を積んだ人との生活から学ぶことも大きいのではないかとと思われる。また、Dアフターケア相談所のように、相談や問題にはチームで受けとめて対処していくチームアプローチの視点も大事である。入所者には心の傷やトラウマを抱えている人が多いことが先行研究や調査からも指摘されるように、個人で抱え込まずに職員がチームとなって問題を共有し、必要に応じて専門家や外部の支援を受けることの重要性も示唆された。

## 第2節 雇用にもつての教育支援と精神的支援の有効性

近年、児童養護施設や児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親家庭を退所した若者の低い学歴と不安定な雇用についての関連が、多くの調査でも指摘されるようになってきた（東京都福祉局，2011；早川，2013；松本，2012）。不登校やひきこもり、中卒の人、高校を中退した人たち、社会的養護から巣立って家庭の支援を受けられない人たちにとって、教育を受けて学歴をつけることは雇用されるためには非常に重要なことになってくる。

Aサポートセンターでは、自治体の大きな組織であることを生かし、学習支援には教育委員会から指導主事が配置され、職業支援には、商工労働部の職員が配置されている。それぞれの分野の専門家による教育や、情報提供を受けられることが利点といえよう。

C自立援助ホームでは、高卒認定資格を取りたい人たちはDアフターケア相談所で行われる学習会を利用するよう紹介している。Dアフターケア相談所では、毎週木曜日18時30分から20時30分まで高卒資格認定取得学習会を行い、夕食を準備し終わったら一緒に食べる。学習だけでなく、共に食事をしながら会話をするという家族のような時間と居場所を作っていることは、若者の支えとして大きく寄与していると思われる。

2013年度から自立援助ホームに入所している人の自立を支援するため、都内の自立援助ホーム6か所に児童福祉の実務経験者をジョブトレーナーとして配置（高橋，2013）している。また、東京都では、2012年度から都内のすべての児童養護施設に、子どもたちのリービングケアとアフターケアを担う自立支援コーディネーターの常勤配置が始まった。ただ勉強、勉強と言ってもなかなか本気になって取り組めない人も多い。そのためにはDアフターケア相談所で行っている学習会を通して大切にされ、前向きに生きていけるような精神的な支援も同時に



う必要性があると推察される。東京都は、3年かけて自立支援コーディネーターを都内全施設58箇所に配置することを目指している。今後の成果が待たれるとともに、国の施策で全国的に展開されていくことも切に求められる。

### 第3節 相談援助の実践とそれを支える寄り添った長期的支援の重要性

それぞれの施設で自立に向けての支援やアフターケアの仕組みの工夫がみられた。Aサポートセンターのように職場を訪問したり、面接を実施するようシステムとして組み込むことも支援が抜け落ちないためには必要なことであると思われる。また、C自立支援ホームのように退所して終了ではなく、むしろ始まりであることを見越して措置を切らないことにより元入所者を見放さない、見捨てないというメッセージになっていると思われる。自立援助ホームは「自立」を「子どもたちが何でも一人でできるようになること」とは捉えておらず、「自分でやろうとすること」「自分でやろうという意欲をもちながら人と関わって、人に助けを求めていけるようになること」と（全国自立援助ホーム連絡協議会）定義している。そのためには、自分でやろうという意欲がでるまでの主体性の保障は不可欠な援助方法なのであるという。

Dアフターケア相談所では、24時間体制で電話やメールでの相談を受け付けている。また、退所者サロンを週2回開催し、参加者のいろいろな思いを自由に話し合い、夕食を食べて帰る。やっとの思いで自分から助けを求めたのに相談に行けなくなった人の多くが役所の窓口では苦い思いをしているとDアフターケア相談所の所長は言っていた。相談所では、「勇気を出して来てくれたことで感謝と敬意を払うようにしている」また、どんなことも受け止められるような知識と強さも必要であるが、まずはどんな電話やメールでも相談して良かったと思えるようなサポートをしたいという。この姿勢が本当に困った人たちに対する相談援助のあり方を示していると思われる。共に食事をしたり、話したり、時には喧嘩したりするという当たり前の生活が、社会的養護の中で育った人たちにとって回復のためには重要なことなのである（森、2008）。

社会的養護に携わる職員には、自らが関わった若者を尊重し、ありのままを受け入れ、長期的に自立のプロセスを見守っていく姿勢が求められていることが示唆された。

## 最後に

本研究は、社会的養護の中でも、支援のはざまにいる子どもたちの実態を明らかにするとともに、日本でこれらの子どもたちへの支援に向けて先駆的な取り組みをしている公的児童福祉施設と自立支援ホーム、アフターケア相談所の取り組みを取り上げ、若者たちへの有効なケア提供の支援のあり方を検討してきた。その結果として、①職員のライフコースに合わせた継続的な働き方と入所者との治療的関係性の構築の必要性、②雇用に向ける教育支援と精神的支援の有効性、③相談援助の実践とそれを支える寄り添った長期的支援の重要性という3点が導

き出された。

第2章の若者の問題でも述べたように、家庭というセーフティネットがある場合は引きこもりになり、ない場合にはホームレスになっていくと、いづれにしても、若者が社会から疎外されていく状態であるという。若者のホームレスの家族背景は、長期間におよぶネグレクトや虐待を受けていたものが多くを占めている。彼らの多くがすでに頼れる家族を失っている。このような虐待によるトラウマを受けた子どもや若者に対しては、前向きな親役割モデルと治療的支援サービスのある安全で恒常的な生活環境が提供されることによって、彼らの自尊心と他者に対する信頼関係を結ぶことを新たに学ぶことができ、ソーシャルスキルを発達させることを可能にする（Barton, 2012）との実践から導き出された研究結果もある。

全国自立援助ホーム連絡協議会のホームページで自立援助ホームに来る人たちのことを次のように書いている。「心の奥底に人間不信を、大人への不信を深く抱えた子どもたちにとっては、在りのままの自分を無条件で受け入れてくれる大人に出会うことが大切です。自分では自分自身をなかなか抑制できないところまでいってしまっている子どもたちも多くなります。夜遊びがしたくて帰ってこない子、寂しさに耐え切れず異性との繋がりを強く求める子、非行をして再び家庭裁判所に繋がってしまう子、少年院に入ってしまう子といろいろですが、それでもなお、彼らを選び決断した結果なら援助を続けます。彼らから関係を断ち切らない限り、ホームを出た後何年でも援助が続きます。」と、若者たちをどんなことがあっても、長期にわたって見守る温かい姿勢にあふれている。虐待を受けた若者たちへの回復のために辛抱強い見守りの中で、自分の過去の「自己物語を再編集」（西澤, 2010）をし、新たに生きていくことができるのではないかということが推察される。

今回は、若者の社会的養護の受け皿として里親養育について触れることができなかった。15歳以降の受け皿を失った深刻な問題を抱える児童をも引き受け、治療的な関わりを独自に開拓してきた土井里親のファミリーホームの実践（土井, 2010）を調査し、若者たちへのケア提供に関する支援のあり方をさらに検討することを今後の課題としたい。

#### 引用文献

有村大士・永野咲（2013）. 児童養護施設職員のライフステージに応じた職務への意識・負担についての分析. 日本社会福祉学会第61回秋季大会発表資料.

Barton, S., Gonzalez, R. & Tomlinson, P. (2012). Therapeutic Residential Care for Children and Young People: An Attachment and Trauma-informed Model for Practice, Jessica Kingsley Publishers.

土井高德（2010）. 『虐待・非行・発達障害 困難を抱える子どもへの理解と対応－土井ファミリーホームの実践の記録－』 福村出版.

福田雅章（2012）. 18～20歳の若者の現状と課題－社会的養護の実際から－ 月刊福祉 第95巻第13号, 全国社会福祉協議会, 24-27.

早川悟司（2013）「児童養護施設における自立支援の標準化－東京都『自立支援強化事業』を通じて－」『子どもと福祉』Vol.6, 8-13.

星俊彦（2013）. 「自立援助ホームで「自立」について考える」『子どもと福祉』Vol.6, 16-21.

- 飯島裕子 (2012). 「なぜ若者がホームレスになってしまうのか」『月刊福祉』, 第 95 巻第 13 号.
- 松本伊智朗 (2012). 「子どもの貧困と『重なり合う不利』 - 子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して -」『社会福祉研究』第 113 号, 74 - 84.
- 宮本みち子 (2012) 『若者が無縁化する - 仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』 筑摩書房.
- 森和子 (2008) 「家族として生活することの意義について - 里子と親子関係を築けなかった里母の語りから -」『文京学院大学人間学部研究紀要第 10 号』, 37 - 68.
- 武藤素明 (2012). 『施設・里親から巣立った子どもたちの自立』 福村書店.
- 内閣府 (2012). 『平成 24 年度版子ども・若者白書』.
- 西澤哲 (2010). 『子ども虐待』 講談社.
- Pecora, P.J. (2012). Maximizing educational achievement of youth in foster care and alumni: Factor associated with success. *Children and Youth Services Review*, 34, 1121-1129.
- 斎藤環 (2012). 「ひきこもりの理解」『月刊福祉』, 第 95 巻第 13 号, 全国社会福祉協議会, 20-23.
- Stein, M. (2009). Young People leaving Care. G. Schofield and J. Simmonds (eds.) *The Child Placement Handbook: Research, policy and practice*, British Association for Adoption & Fostering, London, pp. 420-438.
- 社会福祉用語辞典 (2012). 筑摩書房.
- 高橋亜美 (2013). 「社会的養護のもとを巣立った子どもたちの相談所」『子どもと福祉』 Vol.6, 22-27.
- 東京都福祉保健局 (2011). 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』.

< 資料 >

- ・ 全国自立援助ホーム連絡協議会 : [www.ncn-k.net/zenjikyoku-ks/](http://www.ncn-k.net/zenjikyoku-ks/)

(2013.9.25 受稿, 2013.10.25 受理)